

## 復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令要綱

- 1 復興特別法人税に係る法令の適用の特例等について、税理士法に係る読替規定を削除することとする。(第10条関係)
- 2 この政令は、平成30年4月1日から施行することとする。(附則関係)